



# 栃木県公報

令和4(2022)年  
5月24日(火)  
第306号

## 目次

### 告示

○予定保安林	679
○解除予定保安林	681
○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	681
○地籍調査事業計画の決定	682
○土地改良区連合定款変更の認可	683

### 公告

○大規模小売店舗の新設の届出	683
○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要	684
○大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要	684

## 告示

### 栃木県告示第297号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4(2022)年5月24日

栃木県知事 福田 富一

#### I

##### 1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市板荷字栃沢618、6341、6345から6348まで、6350、6352から6362まで、字上ノ山6316-1、字仏ヶ沢6319から6324まで、字糸沢6326、6327、6330から6335まで、字山王裏6336から6339まで、字大沢森口6349、6363から6365まで、6367から6371まで、6373、字弥太郎久保6366、字弥太郎沢口6376、字太郎左エ門鹿野6378、6379、字弥太郎窪6380、6382から6384まで、字大沢森6788、6789-1から6789-5まで、6789-8、6789-10、6789-12、6789-14から6789-18まで

##### 2 指定の目的

水源の涵養

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### II

##### 1 保安林予定森林の所在場所

塩谷郡塩谷町大字飯岡字トネ入315、316、字藤倉323-2、字大皆口324から326まで、327-1から327-3まで、328-3、字荏山1338-1、1338-2、1339-1、字平林1361-1、1361-2、字大笹トヤ1365-3、

1365-20、字家ノ下1374-1、1374-5

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅲ

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市上粕尾字栃原126

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅳ

1 保安林予定森林の所在場所

塩谷郡塩谷町大字上沢字崩山672-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅴ

1 保安林予定森林の所在場所

さくら市喜連川字弁天山5434-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及びさくら市役所に備え置いて縦覧に供する。)

VI

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市上南摩町字滝ノ沢723、2991

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

鹿沼市上南摩町字滝ノ沢2991 (次の図に示す部分に限る。)

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第298号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4(2022)年5月24日

栃木県知事 福田 富一

1 解除予定保安林の所在場所

塩谷郡塩谷町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第299号

補助金等の名称等を定める告示(昭和47年栃木県告示第354号)の一部を次のように改正し、令和4(2022)年度分の補助金等から適用する。

令和4(2022)年5月24日

栃木県知事 福田 富一

保健福祉部の部障害福祉課の款に次のように加える。

喀痰吸引研修助成事業費補助金	介護職員等の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生	障害福祉サービス事業所等に勤務する介護職員等の喀痰吸引等研修(第三号研修)の受講を促進するために第三号研修	知事が別に定める額	社会福祉法人等
----------------	---------------------------------	---	-----------	---------

<p>省令第49号)附則第4条に定める喀痰吸引等研修(第三号研修)の受講を促進し、障害福祉サービス従事者の専門性の向上を図り、障害者が在宅で安心して暮らせる環境の整備に資する。</p>	<p>の基本研修に係る受講に要する経費</p>		
--	-------------------------	--	--

(障害福祉課)

栃木県告示第300号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、令和4(2022)年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

令和4(2022)年5月24日

栃木県知事 福田 富一

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
宇都宮市	宇都宮市のうち下小倉Ⅱ、宝木Ⅵ・駒生Ⅵ、幕田Ⅳ、宝木Ⅶ、東岡本Ⅱ・中岡本Ⅲ及び徳次郎Ⅰ地区	令和4(2022)年4月1日から 令和5(2023)年3月31日まで
佐野市	佐野市のうち植下Ⅱ及び植下Ⅲ・植野Ⅰ地区	
鹿沼市	鹿沼市のうち緑町・幸町Ⅵ、緑町・幸町Ⅶ及び銀座Ⅰ地区	
日光市	日光市のうち荊沢Ⅰ地区	
小山市	小山市のうち粟宮Ⅶ、粟宮Ⅷ及び粟宮Ⅸ地区	
大田原市	大田原市のうち前田Ⅰ及び下石上Ⅲ地区	
矢板市	矢板市のうち本町Ⅲ、上町Ⅰ、上町Ⅱ及び上町Ⅲ地区	
那須塩原市	那須塩原市のうち大原間Ⅰ及び宮町Ⅰ地区	
さくら市	さくら市のうち富野岡Ⅱ及び富野岡Ⅲ・向河原Ⅰ地区	
那須烏山市	那須烏山市のうち中央Ⅳ地区	
下野市	下野市のうち下坪山Ⅰ及び下坪山Ⅱ地区	
益子町	益子町のうち前沢Ⅱ、大沢Ⅱ、前沢Ⅲ及び大沢Ⅲ地区	
茂木町	茂木町のうち青梅Ⅰ及び山内Ⅶ地区	
市貝町	市貝町のうち赤羽Ⅲ地区	
芳賀町	芳賀町のうち上稲毛田1、上稲毛田2、上稲毛田3及び上稲毛田4地区	
野木町	野木町のうち川田Ⅱ地区	
塩谷町	塩谷町のうち道谷原Ⅱ地区	
那須町	那須町のうち新高久Ⅰ及び新高久Ⅱ地区	

那珂川町	那珂川町のうち大内Ⅸ、盛泉Ⅳ、盛泉Ⅴ、大那地Ⅱ、大内Ⅹ、盛泉Ⅵ及び大那地Ⅲ地区
------	---

(農村振興課)

## 栃木県告示第301号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により公告する。

令和4(2022)年5月24日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区連合名	認可年月日
鬼怒川中部土地改良区連合	令和4(2022)年4月26日

(農地整備課)

**公 告**

## ○大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、令和4(2022)年9月26日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4(2022)年5月24日

栃木県知事 福田 富一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルハドラッグ矢板片岡店  
矢板市乙畑字中割1609番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社ツルハ  
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称  
株式会社ツルハ  
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5(2023)年1月11日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,256㎡
- 駐車場及び駐輪場の収容台数  
駐車場 55台  
駐輪場 10台
- 荷さばき施設の面積  
86.6㎡
- 廃棄物等の保管施設の容量  
6.3㎡
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時

閉店時刻 翌午前0時

10 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時45分から翌午前0時15分まで

11 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午前9時まで

13 届出年月日

令和4(2022)年5月10日

14 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を令和4(2022)年6月24日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和4(2022)年5月24日

栃木県知事 福田 富一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

茂木ショッピングセンター もぴあ

芳賀郡茂木町大字茂木179番地1 外

2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
茂 木 町	意 見 な し

○大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を令和4(2022)年6月24日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和4(2022)年5月24日

栃木県知事 福田 富一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

茂木ショッピングセンター もぴあ

芳賀郡茂木町大字茂木179番地1 外

2 法第8条第4項の規定による意見の概要

意見なし

(経営支援課)